

香川県立学校の管理運営に関する規則及び県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第9号

香川県立学校の管理運営に関する規則及び県立学校学則の一部を改正する規則

(香川県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 香川県立学校の管理運営に関する規則(昭和33年香川県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業日等)</p> <p>第4条 休業日は、次のとおりとする。ただし、<u>第8号</u>の規定は、特別支援学校には、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 香川県民の日条例(令和8年香川県条例第1号)に規定する香川県民の日</u></p> <p><u>(4)～(9) 略</u></p> <p>2 校長は、学校教育上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育長の承認を受けて、同項第1号から第3号までに規定する日(同項第4号から第9号までに該当する日を除く。)を休業日とせず、又は同項第5号及び第6号に規定する休業日の日数を合算した日数を超えない範囲内で、<u>同項第5号若しくは第6号</u>に掲げる休業日の期間を別に定めることができる。</p> <p>3 高等学校及び特別支援学校の専攻科における<u>第1項第4号から第7号</u>までに掲げる休業日については、前2項の規定にかかわらず、校長があらかじめ教育長に届け出て別に定めることができる。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(休業日等)</p> <p>第4条 休業日は、次のとおりとする。ただし、<u>第7号</u>の規定は、特別支援学校には、適用しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3)～(8) 略</u></p> <p>2 校長は、学校教育上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育長の承認を受けて、同項第1号若しくは第2号に規定する日(同項第3号から第8号までに該当する日を除く。)を休業日とせず、又は同項第4号及び第5号に規定する休業日の日数を合算した日数を超えない範囲内で、<u>同項第4号若しくは第5号</u>に掲げる休業日の期間を別に定めることができる。</p> <p>3 高等学校及び特別支援学校の専攻科における<u>第1項第3号から第6号</u>までに掲げる休業日については、前2項の規定にかかわらず、校長があらかじめ教育長に届け出て別に定めることができる。</p> <p>4～6 略</p>

(県立学校学則の一部改正)

第2条 県立学校学則(昭和36年香川県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業日)</p> <p>第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、<u>第8号</u>の規定は、特別支援</p>	<p>(休業日)</p> <p>第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、<u>第7号</u>の規定は、特別支援</p>

学校には、適用しない。

(1)・(2) 略

(3) 香川県民の日条例（令和8年香川県条例第1号）に規定する香川県民の日

(4)～(9) 略

2 校長は、学校教育上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育長の承認を受けて、同項第1号から第3号までに規定する日（同項第4号から第9号までに該当する日を除く。）を休業日とせず、又は同項第5号及び第6号に規定する休業日の日数を合算した日数を超えない範囲内で、同項第5号若しくは第6号に掲げる休業日の期間を別に定めることができる。

3 高等学校及び特別支援学校の専攻科における第1項第4号から第7号までに掲げる休業日については、前2項の規定にかかわらず、校長があらかじめ教育長に届け出て別に定めることができる。

4・5 略

学校には、適用しない。

(1)・(2) 略

(3)～(8) 略

2 校長は、学校教育上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、あらかじめ教育長の承認を受けて、同項第1号若しくは第2号に規定する日（同項第3号から第8号までに該当する日を除く。）を休業日とせず、又は同項第4号及び第5号に規定する休業日の日数を合算した日数を超えない範囲内で、同項第4号若しくは第5号に掲げる休業日の期間を別に定めることができる。

3 高等学校及び特別支援学校の専攻科における第1項第3号から第6号までに掲げる休業日については、前2項の規定にかかわらず、校長があらかじめ教育長に届け出て別に定めることができる。

4・5 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。